

加東市国民保護計画（案）新旧対照表

国民保護計画－9 第1編 総論 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 <略> 【指定公共機関等】	
機関の名称 [放送事業者]	事務又は業務の大綱 1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送 （指定公共機関）日本放送協会、朝日放送(株)、(株)毎日放送、関西テレビ放送(株)、読売テレビ放送(株)、大阪放送(株) （指定地方公共機関）(株)サンテレビジョン、兵庫エフエム放送(株)、(株)ラジオ関西
[運送事業者]	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
① 国内旅客船事業者 （指定公共機関）(株)フェリーさんふらわあ、阪九フェリー(株)、マルエーフェリー(株) （指定地方公共機関）(株)淡路ジェノバライン、高速いえしま(株)、ジャンボフェリー(株)、沼島汽船(株)、坊勢汽船(株) ② バス事業者 （指定公共機関）西日本JRバス(株)、日本交通(株)、阪急バス(株) （指定地方公共機関）淡路交通(株)、神姫バス(株)、全但バス(株)、山陽電気鉄道(株)、六甲摩耶鉄道(株) ③ 航空事業者 （指定公共機関）日本航空(株)、全日本空輸(株)、スカイマーク(株) （指定地方公共機関）日本エアコミューター(株)、但馬空港ターミナル(株) ④ 鉄道事業者 （指定公共機関）西日本旅客鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株) （指定地方公共機関）北近畿タンゴ鉄道(株)、神戸高速鉄道(株)、神戸新交通(株)、神戸電鉄(株)、(一財)神戸すまいまちづくり公社、山陽電気鉄道(株)、智頭急行(株)、能勢電鉄(株)、北条鉄道(株)、北神急行電鉄(株)、六甲摩耶鉄道(株)、WILLER TRAINS(株) ⑤ 内航海運事業者 （指定公共機関）井本商運(株) ⑥ トラック事業者 （指定公共機関）佐川急便(株)、西濃運輸(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、ヤマト運輸(株) （指定地方公共機関）(一社)兵庫県トラック協会	
<略>	<略>
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

国民保護計画－9 第1編 総論 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 <略> 【指定公共機関等】	
機関の名称 [放送事業者]	事務又は業務の大綱 1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送 （指定公共機関）日本放送協会、朝日放送グループホールディングス(株)、(株)毎日放送、関西テレビ放送(株)、読売テレビ放送(株)、大阪放送(株) （指定地方公共機関）(株)サンテレビジョン、兵庫エフエム放送(株)、(株)ラジオ関西
[運送事業者]	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
① 国内旅客船事業者 （指定公共機関）(株)フェリーさんふらわあ、阪九フェリー(株)、マルエーフェリー(株) （指定地方公共機関）(株)淡路ジェノバライン、高速いえしま(株)、ジャンボフェリー(株)、沼島汽船(株)、坊勢汽船(株) ② バス事業者 （指定公共機関）西日本JRバス(株)、日本交通(株)、阪急バス(株)、 <b>阪神バス(株)</b> （指定地方公共機関）淡路交通(株)、神姫バス(株)、全但バス(株)、山陽電気鉄道(株)、六甲摩耶鉄道(株) ③ 航空事業者 （指定公共機関） <b>(株)AIRDO、(株)ソラシドエア</b> 、日本航空(株)、全日本空輸(株)、スカイマーク(株) （指定地方公共機関）日本エアコミューター(株)、但馬空港ターミナル(株) ④ 鉄道事業者 （指定公共機関）西日本旅客鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株) （指定地方公共機関）北近畿タンゴ鉄道(株)、神戸高速鉄道(株)、神戸新交通(株)、神戸電鉄(株)、(一財)神戸すまいまちづくり公社、山陽電気鉄道(株)、智頭急行(株)、能勢電鉄(株)、北条鉄道(株)、北神急行電鉄(株)、 <b>六甲山観光(株)</b> 、WILLER TRAINS(株) ⑤ 内航海運事業者 （指定公共機関）井本商運(株) ⑥ トラック事業者 （指定公共機関）佐川急便(株)、西濃運輸(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、ヤマト運輸(株) （指定地方公共機関）(一社)兵庫県トラック協会	
<略>	<略>
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

名称の変更

追加

追加

名称の変更

国民保護計画-27  
第2編 平素からの備えや予防  
第1章 組織・体制の整備等  
第2 関係機関との連携体制

<略>  
4 指定公共機関等との連携

<略>  
(2) 医療機関との連携  
<略>

参考：【災害拠点病院(県保護計画)】

区 分	圏域名	病 院 名	開設者	備 考
基 幹	全 県	兵庫県災害医療センター 神戸赤十字病院	兵庫県 日本赤十字社	救命救急センター (災害医療センター)
地 域	神 戸	神戸大学医学部附属病院	文部科学省	
		神戸市立医療センター中央市民病院	神戸市	救命救急センター
	阪神南	兵庫医科大学病院	学校法人	救命救急センター
		_____	_____	_____
	阪神北	宝塚市立病院	宝塚市	
	東播磨	県立加古川医療センター	兵庫県	救命救急センター
	北播磨	西脇市立西脇病院	西脇市	
	中播磨	県立姫路循環器病センター	兵庫県	救命救急センター
		姫路赤十字病院	日本赤十字社	
	_____	_____	_____	
	西播磨	赤穂市民病院	赤穂市	
	但 馬	公立豊岡病院	公立豊岡病院組合	救命救急センター
		公立八鹿病院	公立八鹿病院組合	
丹 波	県立柏原病院	兵庫県		
淡 路	県立淡路医療センター	兵庫県		

<略>  
【災害時の応援に関する協定一覧】

協定等名称	締結日	協定等先
<略>	<略>	<略>
_____	_____	_____
_____	_____	_____

国民保護計画-27  
第2編 平素からの備えや予防  
第1章 組織・体制の整備等  
第2 関係機関との連携体制

<略>  
4 指定公共機関等との連携

<略>  
(2) 医療機関との連携  
<略>

参考：【災害拠点病院(県保護計画)】

区 分	圏域名	病 院 名	開設者	備 考
基 幹	全 県	兵庫県災害医療センター 神戸赤十字病院	兵庫県 日本赤十字社	救命救急センター (災害医療センター)
地 域	神 戸	神戸大学医学部附属病院	国立大学法人	
		神戸市立医療センター中央市民病院	地方独立行政法人 神戸市民病院機構	救命救急センター
	阪神南	兵庫医科大学病院	学校法人	救命救急センター
		_____	_____	_____
	_____	_____	_____	_____
	阪神北	宝塚市立病院	宝塚市	
	東播磨	県立加古川医療センター	兵庫県	救命救急センター
	北播磨	西脇市立西脇病院	西脇市	
	中播磨	県立姫路循環器病センター	兵庫県	救命救急センター
		姫路赤十字病院	日本赤十字社	
	_____	_____	_____	
	西播磨	赤穂市民病院	赤穂市	
	但 馬	公立豊岡病院	公立豊岡病院組合	救命救急センター
公立八鹿病院		公立八鹿病院組合		
丹 波	県立柏原病院	兵庫県		
淡 路	県立淡路医療センター	兵庫県		

<略>  
【災害時の応援に関する協定一覧】

協定等名称	締結日	協定等先
<略>	<略>	<略>
災害時における支援協力に関する協定	平成30年6月25日	(一社)兵庫県LPガス協会東播支部
加東市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定	平成30年11月1日	(福)加東市社会福祉協議会

名称の変更

追加

追加

追加

国民保護計画－37  
 第2編 平素からの備えや予防  
 第1章 組織・体制の整備等  
 第6 研修及び訓練  
 <略>  
 2 訓練  
 (1) 市における訓練の実施  
 市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。  
 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等\_\_\_\_\_との連携を図る。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

<略>

国民保護計画－47  
 第2編 平素からの備えや予防  
 第4章 国民保護に関する啓発  
 <略>  
 2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発  
 <略>  
 (2) 市は、弾道ミサイル攻撃の場合  
 \_\_\_\_\_や\_\_\_\_\_地域においてテロが発生した場合などに市民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、市民に対し\_\_\_\_\_周知するよう努める。

<略>

国民保護計画－65  
 第3編 武力攻撃事態等への対処  
 第4章 警報及び避難の指示等  
 第1 警報の伝達等  
 <略>  
 2 警報の内容の伝達方法  
 (1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。  
 ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合  
 この場合においては、原則として、防災行政無線、かとう安全安心ネット、CATVの緊急放送、消防署のサイレン及び消防用緊急車両等市が利用できるすべての手段を用いて、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

<略>

国民保護計画－37  
 第2編 平素からの備えや予防  
 第1章 組織・体制の整備等  
 第6 研修及び訓練  
 <略>  
 2 訓練  
 (1) 市における訓練の実施  
 市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。  
 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等関係機関との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

<略>

国民保護計画－47  
 第2編 平素からの備えや予防  
 第4章 国民保護に関する啓発  
 <略>  
 2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発  
 <略>  
 (2) 市は、弾道ミサイル攻撃時における全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達及びとるべき避難行動や\_\_\_\_\_地域においてテロが発生した場合などに市民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、市民に対し平素から周知に努める。

<略>

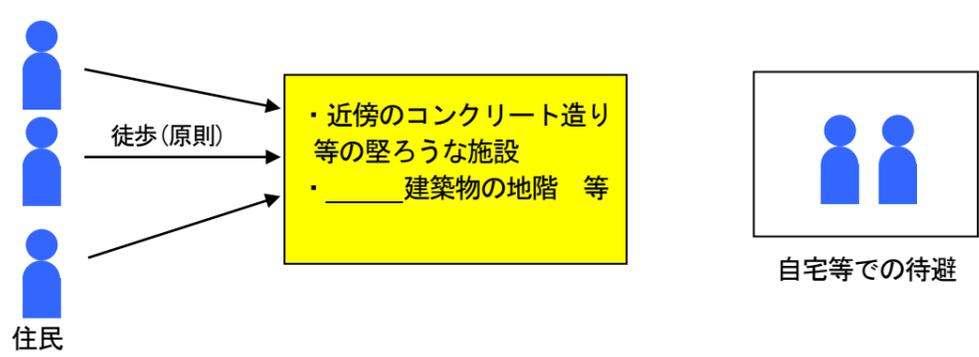
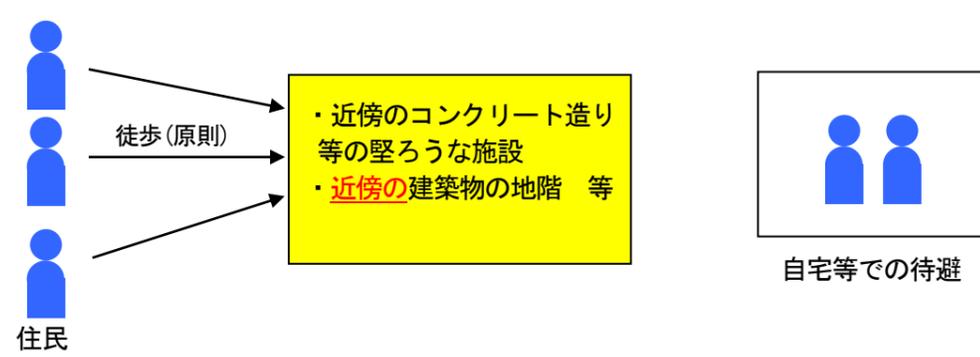
国民保護計画－65  
 第3編 武力攻撃事態等への対処  
 第4章 警報及び避難の指示等  
 第1 警報の伝達等  
 <略>  
 2 警報の内容の伝達方法  
 (1) 警報の内容の伝達方法については、全国瞬時警報システム（Jアラート）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により行う。  
 ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合  
 この場合においては、原則として、防災行政無線、かとう安全安心ネット、CATVの緊急放送、消防署のサイレン及び消防用緊急車両等市が利用できるすべての手段を用いて、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

<略>

訓練に関する記述の追記を行う必要があるため  
 ※国の指針変更による

全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動等に関する記述の追記を行う必要があるため  
 ※国の指針変更による

用語の適正化  
 ※県計画と整合を図る

<p>国民保護計画-70 第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難住民の誘導等 &lt;略&gt; <b>2 避難実施要領の策定</b> &lt;略&gt; (3) 避難実施要領の内容の伝達等 市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に係る情報を的確に伝達するように努める。 また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、加東消防署長、加東警察署長等、自衛隊兵庫地方協力本部長、<u>県対策地方本部長</u>（北播磨県民局長）並びにその他の関係機関に通知する。 さらに市長は報道関係者に対して避難実施要領の内容を提供する</p> <p>国民保護計画-75 第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第3 避難の種類及び避難に当たって留意すべき事項 &lt;略&gt; <b>1 避難の種類</b> (1) 屋内への避難 弾道ミサイル攻撃など極めて短時間での避難が必要な場合や、ゲリラや特殊部隊による攻撃が突発的に発生した場合などにおいては、できるだけ__近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下施設に直ちに避難する。その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、(2)～(4)の種類により、他の安全な地域へ避難する。</p>  <p>&lt;略&gt; <b>2 避難に当たって留意すべき事項</b> &lt;略&gt; (3) 弾道ミサイルによる攻撃の場合 ① 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、警報と同時に、住民は屋内に避難することが基本である。 このため、住民は、できるだけ__近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下</p>	<p>国民保護計画-70 第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難住民の誘導等 &lt;略&gt; <b>2 避難実施要領の策定</b> &lt;略&gt; (3) 避難実施要領の内容の伝達等 市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に係る情報を的確に伝達するように努める。 また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、加東消防署長、加東警察署長等、自衛隊兵庫地方協力本部長、<b>県地方対策本部長</b>（北播磨県民局長）並びにその他の関係機関に通知する。 さらに市長は報道関係者に対して避難実施要領の内容を提供する</p> <p>国民保護計画-75 第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第3 避難の種類及び避難に当たって留意すべき事項 &lt;略&gt; <b>1 避難の種類</b> (1) 屋内への避難 弾道ミサイル攻撃など極めて短時間での避難が必要な場合や、ゲリラや特殊部隊による攻撃が突発的に発生した場合などにおいては、できるだけ__近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下施設に直ちに避難する。その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、(2)～(4)の種類により、他の安全な地域へ避難する。</p>  <p>&lt;略&gt; <b>2 避難に当たって留意すべき事項</b> &lt;略&gt; (3) 弾道ミサイルによる攻撃の場合 ① 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、警報と同時に、住民は屋内に避難することが基本である。 このため、住民は、できるだけ__近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下</p>	<p>用語の適正化</p> <p>用語の適正化 ※県計画と整合を図る</p> <p>用語の適正化 ※県計画と整合を図る</p> <p>用語の適正化 ※県計画と整合を図る</p>
---	--	--

施設に避難することとなる。

施設に避難することとなる。

国民保護計画－81  
第3編 武力攻撃事態等への対処  
第5章 救援

国民保護計画－81  
第3編 武力攻撃事態等への対処  
第5章 救援

<略>  
4 救援の実施方法

<略>  
4 救援の実施方法

- <略>  
(4) 医療の提供及び助産  
<略>  
⑥ 医薬品等の供給

- <略>  
(4) 医療の提供及び助産  
<略>  
⑥ 医薬品等の供給

ア 品目  
市は県と協力して、次の品目の医薬品\_\_を確保する。特に、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に配慮する。

ア 品目  
市は県と協力して、次の品目の医薬品等<sup>等</sup>を確保する。特に、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に配慮する。

区 分	期 間	主な医薬品__
緊急処置用	発災後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤 等
急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤 等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

区 分	期 間	主な医薬品等 <sup>等</sup>
緊急処置用	発災後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤 等
急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤 等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

イ 調達方法  
市は、救護所等で使用する医薬品\_\_を確保する。また、医療機関で使用する医薬品\_\_は、各医療機関の備蓄品で不足が生じる場合、加東健康福祉事務所等と連携し、補給を行う。  
市で供給が困難な場合は、県に供給斡旋を求める。

イ 調達方法  
市は、救護所等で使用する医薬品等<sup>等</sup>を確保する。また、医療機関で使用する医薬品等<sup>等</sup>は、各医療機関の備蓄品で不足が生じる場合、加東健康福祉事務所等と連携し、補給を行う。  
市で供給が困難な場合は、県に供給斡旋を求める。

<略>

<略>

国民保護計画－91  
第3編 武力攻撃事態等への対処  
第6章 安否情報の収集・提供

国民保護計画－91  
第3編 武力攻撃事態等への対処  
第6章 安否情報の収集・提供

<略>  
1 安否情報の収集

<略>  
1 安否情報の収集

- (1) 安否情報の収集  
市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。  
また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。  
収集にあたっては、やむを得ない場合を除き、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については、同様式第2号を用いて行う。  
ただし、やむを得ない場合は、市長が適当と認める方法により行う。

- (1) 安否情報の収集  
市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。  
また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳<sup>等</sup>等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。  
収集にあたっては、やむを得ない場合を除き、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については、同様式第2号を用いて行う。  
ただし、やむを得ない場合は、市長が適当と認める方法により行う。

<略>

<略>

3 安否情報の照会に対する回答

3 安否情報の照会に対する回答

- (1) 安否情報の照会の受付

- (1) 安否情報の照会の受付

用語の適正化  
※県計画と整合を図る

住民基本台帳法  
改正のため

